

一般社団法人自転車安全対策協議会 サイクルメンバーズ会則

(主旨)

第1条 この会則は、一般社団法人自転車安全対策協議会（以下「自安協」という）定款第7章を準拠とし、サイクルメンバーズ会員について定めるものとする。

(事務)

第2条 サイクルメンバーズの事務局は自安協 事業部内に置く。

(目的)

第3条 この会は、自安協定款第1章第2条（事業目的）の実現に向けて、自転車利用者の危害防止のため、交通道德の普及高揚を図り、もって自転車の安全利用の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自転車の安全利用における各種対策の調査及び研究
- (2) 自転車の安全利用における思想の普及及び広報
- (3) 自転車の安全利用教育の実施
- (4) 自転車の安全利用に関する各種資料の刊行及び頒布
- (5) 自転車の交通事故相談業務
- (6) 自転車の交通秩序の確立及び実現に係る事業等の受託
- (7) 自転車の事故防止に関する各種講習会、研修会の実施
- (8) 自転車事故の被害者に対する支援活動
- (9) 自転車利用者に対する賠償責任保険への加入促進活動
- (10) 児童・生徒・学生の自転車の安全利用に関する調査及び研究の実施
- (11) 児童・生徒・学生に対する安全支援並びに健全育成に係る各種支援活動の実施
- (12) その他この会の目的達成に必要な事業

(構成員)

第5条 この会の構成員は、自安協定款第7章第35条（会員規定）に従い、自転車を利用または所有、管理する個人並びに児童・生徒・学生とその保護者で、当会の事業に賛同し入会を希望する者を正会員とする。

2 入会金及び会費

- (1) 入会金 自安協定款第7章第35条2項に従い入会金は無料とする。
- (2) 会費 自安協定款第7章第35条3項に従い理事会において会費を決定

正会員	年会費 50 円
賛助会員	年会費なし

(役員)

第 6 条 本会の役員は自安協定款に定める理事・監事とし、選任、職務・権限、任期、解任、報酬等は自安協定款に準ずる。

(理事会)

第 7 条 理事会の構成、権限、招集、議長、決議、議事録は自安協定款に準ずる。

(相談役)

第 8 条 相談役の設置、職務は自安協定款に準ずる。

(事業年度)

第 9 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

(計算書類等の備置き)

第 10 条 この会の事業年度に係る対策対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの付属明細書は、自安協定款第 6 章第 3 4 条の従い、過去 5 年間に保管し、事業部事務所に備え置くものとする。

(会則の改正)

第 11 条 会則の改正は、理事会において理事の 3 分の 2 以上の賛成をもって決する。

(細則)

第 12 条 この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、評議員会が定める。

附則

この会則は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附則 (平成 27 年 4 月 20 日 一部改正
令和 4 年 6 月 1 日 一部改正
令和 5 年 4 月 1 日 一部追記)

この会則は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。